

(8) 基本的ないじめ対応

いじめが疑われる事案の確認

①事案発生と報告

いじめの訴え(アンケート調査による実態把握や、教育相談や日記・生活ノート等による訴えなど)、いじめとみなされる児童生徒の言動等により、いじめが疑われる事案発生を確認したら、学級担任等一部の教職員で抱え込むことなく、いじめ防止等対策組織(いじめ対策委員会など)もしくは、その構成員の教職員に報告する。

②事実関係の確認

速やかに関係児童生徒や教職員等から事情を聞き取るなどして、事実関係を確認する。

いじめ防止等対策組織

①いじめの認知

いじめを受けている児童生徒が現に心身の苦痛を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童生徒本人や、周辺の状況等客観的に事実関係を確認して、総合的かつ正確に判断すること。

※参考「いじめの定義」

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

高松市いじめ防止基本方針より

②組織的な対応

いじめと認知した場合は、早期解決及び再発防止に向け、組織的に対応する。

- ・ いじめを受けた児童生徒を守り通すことが前提である。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援を、迅速かつ的確に行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導のみならず、その保護者に対する助言についても必要に応じて行う。

※「重大事態」の疑いのある事案

法の規定する「重大事態」の疑いのある事案については、その兆候が確認できた早期の段階で、高松市教育委員会学校教育課に相談する。

事後の留意点

- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しては、継続的に支援をするとともに、SSW・SCの活用も視野にいれ、教育相談体制を整えておく。
- ・ いじめを行った児童生徒に対して継続的に指導をするとともに、その保護者に対しても適宜助言をしていく。
- ・ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、所轄の警察署と連携するなどして対応する。

いじめの防止等のための基本方針(国)、高松市いじめ基本方針(市)参照

「いじめの未然防止に向けて」(平成27年3月 高松市教育委員会)参照

「生徒指導リーフ」シリーズ(国立教育政策研究所)参照

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について(通知)(平成25年1月24日24文科初第1074号)参照

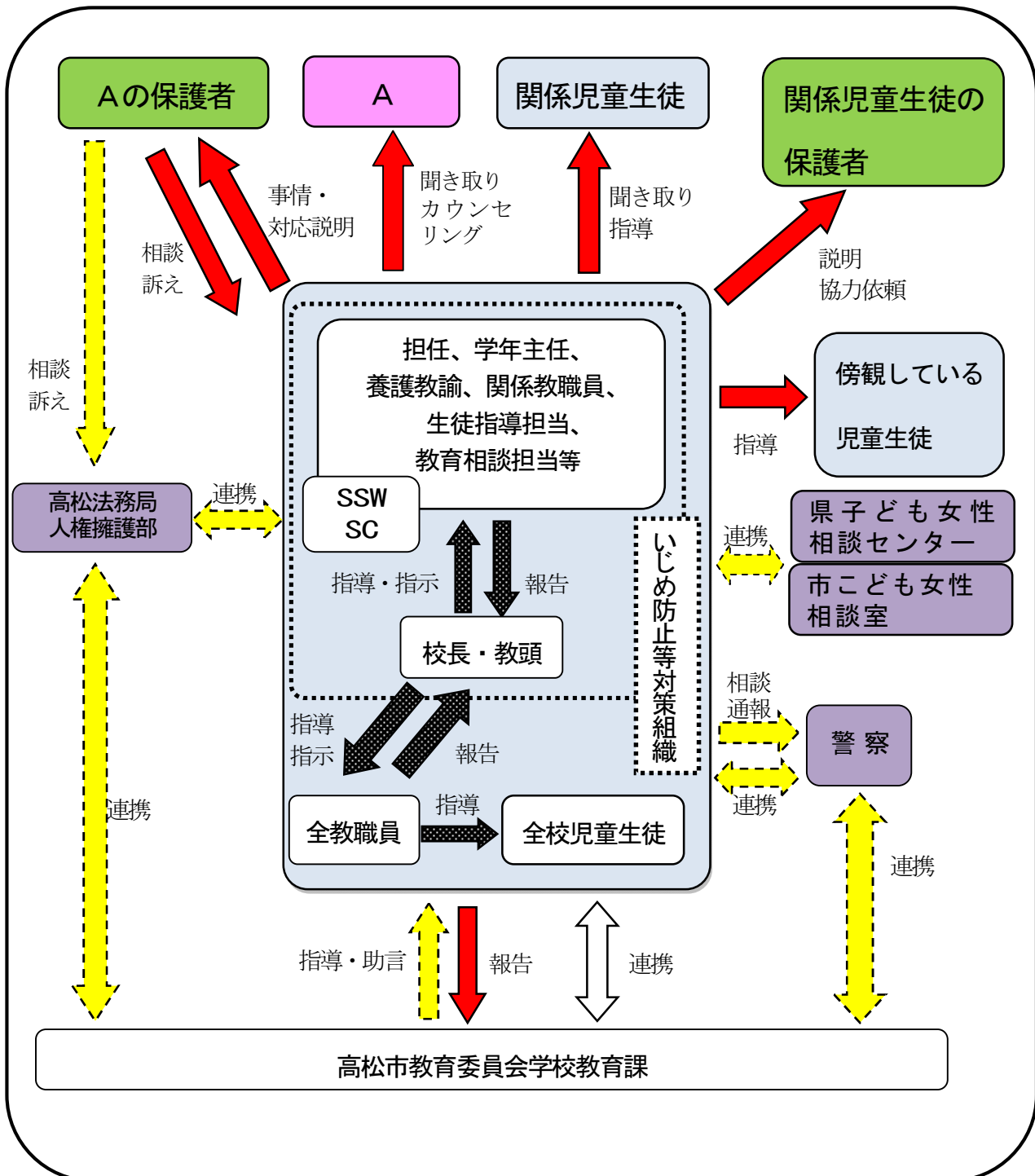
いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について(通知)

(平成27年8月4日27初児生第20号)参照

(8) - 1 いじめ

【具体的事例】

Aの保護者から担任に「肩に大きな青あざができています。本人は自分でぶつけたと言うが、もしかしたら、学校でいじめられているのではないか。」との相談があった。



《初期対応の留意事項》

いじめ

■ A（被害児童生徒）、Aの保護者への対応

- 訴えを、Aの立場に立ち、共感的に受け止める。
- 可能な限り詳細に情報を得る。

■ 加害児童生徒及びその他の児童生徒等への対応

- 加害児童生徒に事実関係の確認を行う。また、関係児童生徒や教職員から事情を聞き取り、事実関係を確認する。

《いじめ認知後の留意事項》学校いじめ防止基本方針に基づいて

■ 「いじめ防止等対策組織」による対応方針の協議

- 早急に、「いじめ防止等対策組織」により、A、Aの保護者、加害児童生徒とその保護者、関係児童生徒等に対する対応方針を協議する。役割分担をするとともに、連絡及び報告体制等についても確認する。
- ※ 早急に「いじめ防止等対策組織」での協議をすることが困難な場合は、組織の構成員が十分に情報共有できる体制をとっておく必要がある。

■ A（被害児童生徒）、Aの保護者への対応

- 学校は全力でいじめから守ることを伝える。
- 今後の具体的な対応策を示し、要望を聞くなど、話し合い、協力を求める。
- Aの立ち直りのため、保護者と連携し、指導・支援を継続する。
- 深刻化している場合は、自殺も想定し、心のケアを図るとともに、家庭と共にAをしっかり見守る。

■ 加害児童生徒及びその保護者への対応

- いじめの事実について、加害児童生徒の保護者に伝える。
- いじめは絶対に許されないという基本認識を確認したうえで、自分の行動を確認させる。
- 加害児童生徒の差別的なものの見方・偏見に自ら気づかせ、望ましい人間関係の構築につなぐ。

■ 傍観している児童生徒への対応

- いじめ問題はその集団に問題があるとの認識から、集団の一員としての自覚をもたせる。
- いじめられる側にも問題があるという考えを排除し、所属する集団が持つ問題点を共通理解し、対策を考えさせる。

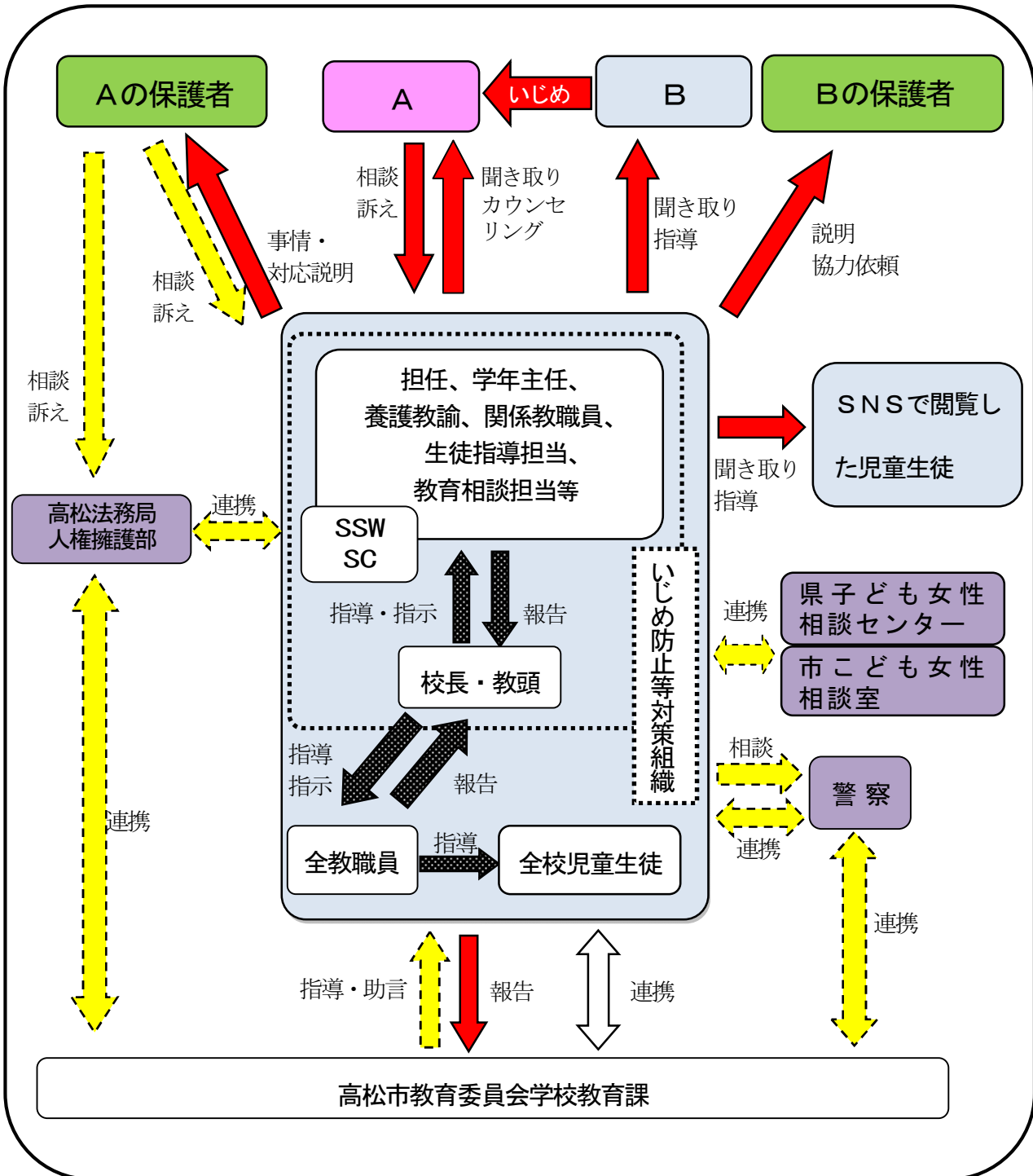
《事前・事後の留意点》

- 表面的な解決の後も、その集団の児童生徒の言動や表情などに十分な注意を払い、情報収集に努める。
- A及び加害児童生徒の心のケアを図り、保護者やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携し、指導・支援を継続する。
- 深刻な事案の場合、加害児童生徒の出席停止や警察との連携も考えられる。
- ※ 迅速な対応とともに、慎重な対応に留意する。

(8) - 2 SNS等によるいじめ

【具体的事例】

Aが、教育相談で担任に、「SNSで自分の悪口をBに書き込まれ、グループの数人が閲覧していることが分かり、とてもつらい。」と相談した。



《初期対応の留意事項》

SNS等によるいじめ

■ A（被害児童生徒）、Aの保護者への対応

- まずAの訴えを、Aの立場に立ち、共感的に受け止める。
- Aの保護者にAの相談内容を伝え、家庭訪問をするとともに、Aのスマートフォン等の閲覧許可を得て、Aの保護者同伴のもと、いじめの事実を確認する。
- ※ 書き込み内容によっては、Aの保護者とともに、急ぎ所轄の警察署に相談することも考えられる。

■ B（加害児童生徒）及びその他の児童生徒等への対応

- A及びAのスマートフォン等から得た事実をもとに、Bに事実関係の確認を行う。
- Bの保護者に、いじめの事実を伝え、Bのスマートフォン等の閲覧許可を得て、Bの保護者同伴のもと、いじめの事実を確認する。

《いじめ認知後の留意事項》※学校いじめ防止基本方針に基づいて

■ 「いじめ防止等対策組織」による対応方針の協議

- 早急に「いじめ防止等対策組織」により、A、Aの保護者、加害児童生徒とその保護者、関係児童生徒等に対する対応方針を協議する。役割分担をするとともに、連絡及び報告体制等についても確認する。
- ※ 早急に「いじめ防止等対策組織」での協議をすることが困難な場合は、組織の構成員が十分に情報共有できる体制をとっておく必要がある。

■ A（被害児童生徒）、Aの保護者への対応

- 学校は全力でいじめから守ることを伝える。
- 今後の具体的な対応策を示し、要望を聞くなど、話し合い、協力を求める。
- Aの立ち直りのため、保護者と連携し、指導・支援を継続する。
- 深刻化している場合は、自殺も想定し、心のケアを図るとともに、家庭と共にAをしっかり見守る。

■ B（加害児童生徒）、Bの保護者への対応

- 今後の具体的な指導について、Bの保護者に伝える。
- Bには、いじめは絶対に許されないという基本認識を確認したうえで、自分の行動を確認させるとともに、SNS等の使い方についての指導を徹底する。

《事前・事後の留意点》

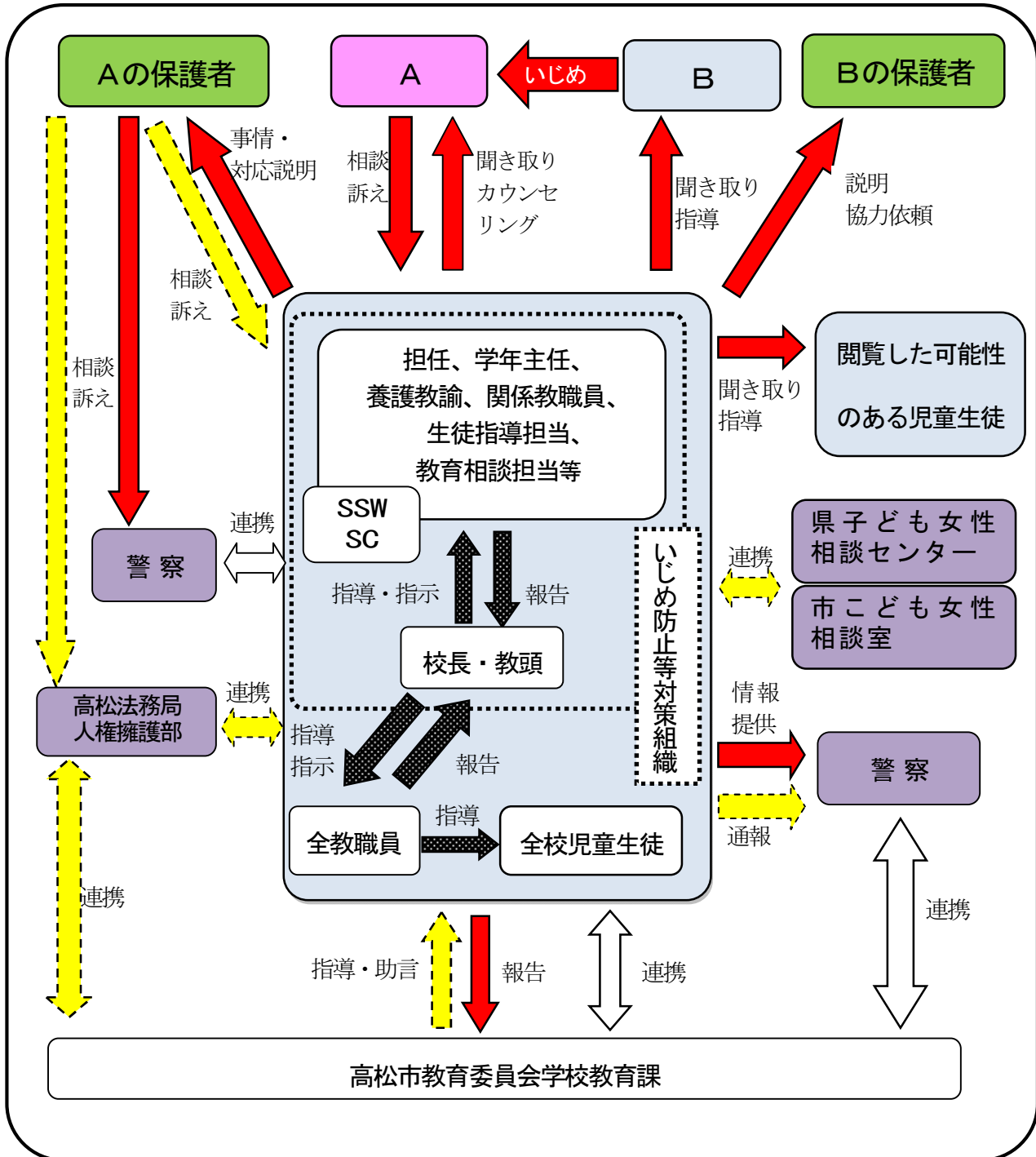
■ 学級または学年団等における対応

- いじめ問題はその集団に問題があるとの認識から、集団の一員としての自覚をもたせるとともに、所属する集団が持つ問題点を共通理解し、対策を考えさせる。
- SNS等を含めたインターネットの誤った使い方がいじめにつながったり、犯罪に抵触したりすることについて、具体的な事例を示しながら指導を継続的に行う。
- 表面的な解決の後も、その集団の児童生徒の言動や表情などに十分な注意を払い、情報収集に努めるとともに、A及び加害児童生徒の心のケアを図り、保護者やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携し、指導・支援を継続する。
- ※ 誹謗中傷等の書き込みについては、警察や高松法務局人権擁護部に相談し、削除等を求めることもできる。

(8) - 3 犯罪性の高いネットいじめ

【具体的事例】

地域の活動中、Aが更衣している時、BがAの上半身裸の写真をスマートフォンで撮影し、コミュニティサイトにのせた。Aはその日のうちに自分の写真が出ていることを知り、Bに削除を求めたが、Bがすぐに削除をしないので、不安になったAは次の日に担任に相談した。



《初期対応の留意事項》

犯罪性の高いネットいじめ

■ A（被害児童生徒）、Aの保護者への対応

- Aの保護者にAの相談内容を伝え、家庭訪問をするとともに、Aのスマートフォンの閲覧許可を得て、Aの保護者同伴のもと、いじめの事実を確認する。その際、データの削除行為がないよう留意する。
- Aの保護者に犯罪の可能性について説明し、そのままスマートフォンを持参して警察に相談することを促す。
- ※ 場合によって、Aの保護者と共に所轄の警察署に赴き、相談するという形も考えられる。

■ B（加害児童生徒）及びその他の児童生徒等への対応

- A及びAのスマートフォンから得た事実をもとに、Bに事実関係の確認を行う。
- Bの保護者に、Bの行為の事実を伝え、Bのスマートフォンの閲覧許可を得て、Bの保護者同伴のもと、事実を確認する。その際、データの削除行為がないよう留意する。
- Bの保護者にBの行為の犯罪の可能性について説明し、警察からの連絡もあり得ることや、データの削除行為がないよう伝える。

■ 警察との連携

- 本事案について、所轄の警察署に情報を提供し、Aの保護者から相談がある可能性があることを伝え、学校の対応について相談する。
- 警察による捜査の基本方針を確認し、警察の捜査に協力する。

《警察へ相談後の留意事項》

■ 「いじめ防止等対策組織」による対応方針の協議

- p23 参照

■ A（被害児童生徒）、Aの保護者への対応

- 警察の捜査に協力するよう、A及びAの保護者の理解を求める。
- 今後の具体的な対応策を示し、要望を聞くなど、話し合い、協力を求める。

■ B（加害児童生徒）、Bの保護者への対応

- 警察の捜査に協力するよう、B及びBの保護者の理解を求める。
- 今後の具体的な指導について、Bの保護者に伝える。
- Bには、Bの行為がいじめかつ犯罪であり、絶対に許されないということを指導し、自分の行動を確認させるとともに、SNS等の使い方についての指導を徹底する。

■ 閲覧した可能性のある児童生徒への対応

- 閲覧した可能性のある児童生徒及びその保護者に対して、事案のあらましを伝え、警察の捜査に協力するよう理解を求めるとともに、閲覧に使ったスマートフォン等をそのまま保護者が保管するようお願いする。

《事前・事後の留意点》

- 児童生徒に対し、SNS等を含めたインターネットの誤った使い方がいじめにつながったり、犯罪に抵触したりすることについて、具体的な事例を示しながら指導を継続的に行う。
- ※ 児童生徒の裸や局部等の写真が、SNS等を含めたインターネットにアップロードされている等、犯罪性が高い状況であれば、ためらうことなく早急に警察に相談又は通報する。その際、調査のためであっても、児童生徒の裸や局部等の写真を教職員が保持することは、児童ポルノ禁止法に抵触することとなるので注意する。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）
（第2条、第3条、第7条）参照

～いじめの問題への取組みチェックリスト～

「いじめの問題に適切に対応するために」

このチェックリストは、いじめの問題に関する学校の取組みの充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。

各学校においては、このチェックリストを参照して、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成し、点検・評価を行ってください。

なお、「いじめ」の定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」（高松市いじめ防止基本方針）としています。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒が現に心身の苦痛を感じているかどうかという視点に立つて行うことに留意する必要があります。

（高松市教育委員会）

チェック欄	指導体制	
	(1)	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
	(2)	いじめの事実が確認された時、一部の教職員で抱え込むことなく、その早期解決、再発防止に向け、「学校いじめ防止基本方針」のもと、いじめ防止等対策組織を中心に組織的に対応できているか。
	(3)	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
教育指導		
	(4)	「強めよう絆」月間の実施等、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす る指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは決して許されない」との強い認識 に立って指導に当たっているか。
	(5)	道徳や学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り 上げ、適切な指導助言が行われているか。
	(6)	児童生徒に幅広い生活体験を積ませる等、社会性のかん養や豊かな情操を培う 活動の積極的な推進を図っているか。
	(7)	携帯電話やスマートフォン、通信可能なゲーム機器やパソコン等によるインター ネット(電子メールやSNS等による情報交換、HPやブログの閲覧や作成等)を通じ て行われるいじめの未然防止についての啓発及び指導を定期的に行っているか。
	(8)	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長し たりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
	(9)	いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警 察との連携による措置等も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
	(10)	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめか ら守り通すための対応を行っているか。
	(11)	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必 要な指導を行っているか。

早期発見・早期対応	
(12)	児童生徒の生活実態について、日々の生活ノートや日記、定期的なアンケート調査などにより、きめ細かく把握に努めているか。
(13)	いじめの把握に当たっては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
(14)	いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠ぺいすることなく、的確に対応しているか。
(15)	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、県子ども女性相談センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
(16)	校内に児童生徒や保護者の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
(17)	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて県教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。県教育センター、法務局人権擁護部、県子ども女性相談センター、いじめ110番、こどもスマイルテレホン等の学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
家庭・地域社会との連携、その他	
(18)	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。また、「学校いじめ防止基本方針」を、HP等を活用して、家庭や地域に広報しているか。
(19)	いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
(20)	PTA や地域の関係団体等と共に、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。(学校サポート委員会等の活用など)
(21)	学校評価を行う際に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組みについて、評価を行っているか。

